

狛江市要綱第 100 号

狛江市認証保育所等入所児童保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8 年 8 月 18 日

狛江市長 松原 俊雄



狛江市認証保育所等入所児童保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 8 年 8 月 18 日
 要綱第100号

狛江市認証保育所等入所児童保護者負担軽減補助金交付要綱（平成30年要綱第75号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 4 条関係）			別表（第 4 条関係）		
補助対象		補助金額	補助対象		補助金額
当該年度の 4 月 1 日現在の満年齢が 2 歳以下である児童	住民税課税世帯	80,000円	当該年度の 4 月 1 日現在の満年齢が 2 歳以下である児童	住民税課税世帯	80,000円
	住民税非課税世帯	<u>34,300円</u>		住民税非課税世帯	<u>38,000円</u>
当該年度の 4 月 1 日現在の満年齢が 3 歳以上 5 歳以下である児童		<u>36,700円</u>	当該年度の 4 月 1 日現在の満年齢が 3 歳以上 5 歳以下である児童		<u>40,000円</u>

付 則

- この要綱は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- この要綱による改正後の狛江市認証保育所等入所児童保護者負担軽減補助金交付要綱別表の規定は、令和 8 年10月以後の月分の認証保育所等の利用に係る補助金について適用し、同年 9 月以前の月分の認証保育所等の利用に係る補助金については、なお従前の例による。